
新型コロナウイルス感染症で影響を受ける
沖縄県の中小・小規模・個人事業主向け

国・県の支援策について

(給付金、制度融資、補助金等)

2021年1月6日

内閣府沖縄総合事務局

1. 給付金・助成金等

(1) 資金の使途を問わない給付金等

持続化給付金 (国)

申請期限：2021年1月15日

※必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない特段の事情がある方については、2021年1月31日まで追加の提出を受付

- ・ **対象**：売上が前年同月比50%以上減少の中堅・中小・小規模・個人事業者等
- ・ **給付額**：法人200万円、個人事業者100万円
ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限

※①主たる収入を雑所得・給与所得で申告した個人事業者、②2020年1～3月に創業した事業者も申請可能。

うちなーんちゅ応援プロジェクト：営業時間短縮協力金 (県)

- ・ **対象・給付額**：沖縄県から2020年12月14日以降に出された営業時間短縮要請に応じた飲食店及び接待を伴う遊興施設等。地域や時短を実施した期間に応じた給付額は以下のとおり。
 - 1) 対象地域：那覇市・浦添市・沖縄市
 - ①2020年12月17日から2020年12月28日： 1事業者あたり一律48万円
 - ②2020年12月29日から2021年1月11日： 1事業者あたり一律56万円
 - ③2020年12月17日から2021年1月11日： 1事業者あたり一律104万円 (①+②)
 - 2) 対象地域：宜野湾市・名護市
 - ④2020年12月25日から2021年1月11日： 1事業者あたり一律72万円
- ・ **申請期間**：上記①に係る申請は2021年1月4日から、それ以外は同1月12日から開始。期限は同2月28日まで。

市町村で実施する支援金等 (市町村)

- ・ 沖縄県内の市町村において、事業者向けの給付金・支援金等を実施している場合あり。
- ・ 実施の有無や支援対象は市町村によって異なる。

(2) 特定の用途を前提とした給付金等

家賃支援給付金（国）

申請期限：2021年1月15日

※必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない特段の事情がある方については、2021年1月31日まで追加の提出を受付

- ・ **対象**：5月～12月の間で以下のいずれかに該当する中堅・中小・小規模・個人事業者等
 - ① いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
 - ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同月比で30%以上減少
- ・ **給付額**：法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。申請時の直近1カ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付月額額の6倍。

事業縮小に伴う休業手当等の助成

※助成率等は緊急対応期間（2021年2月28日まで）の場合

雇用調整助成金（国）

- ・ **対象**：最近1ヶ月で売上、生産高等が5%以上減少
- ・ **助成率**：中小企業4/5、大企業2/3（解雇等がない場合、中小企業10/10、大企業3/4）
- ・ **助成上限額**：1人あたり日額 1万5千円

上乗せ

沖縄県雇用継続助成金（県）

- ・ **対象**：国の「雇用調整助成金」等の支給決定を受けた事業主
- ・ **助成率**：中小企業1/10、大企業1/6（解雇等がない場合、大企業1/4（中小企業は国が10/10助成））

【労働者向け】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（国）

休業手当を受けることができない労働者に対する新たな給付制度

- ・ **対象**：2020年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示により休業した中小事業主の労働者であって、休業手当を受けられない方
- ・ **給付額**：休業前賃金の80%（日額上限1万1千円）を休業実績に応じて支給。

2. 資金繰り・融資

(1) 新型コロナ関連制度融資

【沖縄公庫で取扱い※1】

新型コロナウイルス感染症特別貸付（国）

- **対象**：売上高が前年又は前々年同期比5%以上減少の事業者等
- **融資限度**：中小資金6億円、生業資金8千万円
- **利率**：当初3年間は基準金利から0.9%引下げ（4年目以降は基準金利）
※利下げ限度は、中小資金：2億円
生業資金：4千万円
- **融資期間**：運転15年、設備20年（据置5年以内）

利子補給による実質無利子化※2

本特別貸付対象者であって、以下の売上減少要件に合致の場合、**当初3年間実質無利子化**

- ①個人事業主・フリーランス：要件なし
- ②小規模事業者：15%以上減少
- ③中小企業者：20%以上減少

※無利子化限度額は、中小資金：2億円
生業資金：4千万円

【県内主要金融機関で取扱い※3】

新型コロナウイルス感染症対応資金（国・県）

- **対象**：セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかを利用した事業者
- **融資限度**：4千万円
- **利率**：当初3年間実質無利子（売上の前年同月比が、個人事業主等で5%以上減少、中小・小規模事業者で15%以上減少の場合は、保証料もゼロ）
- **融資期間**：運転・設備10年（据置5年以内）
- **融資窓口**：融資及び信用保証の申し込みは、実施金融機関においてワンストップで受付

※1 商工会・商工会議所でも沖縄公庫の融資斡旋を実施中

※2 商工中金における「危機対応融資」においても実質無利子化を実施中

※3 実施金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、商工中金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行

※4 既往債務の実質無利子への借換も可能（借換による無利子化上限は、新規融資と既往債務借換額の合計で、上記融資制度の無利子化限度額まで）

(2) 新型コロナ関連信用保証 (国)

民間融資に対する保証として、一般枠2.8億円とは別枠で以下の2つを活用し、最大5.6億円の別枠保証

① セーフティネット (SN) 保証 (中小企業信用保険法第2条第5項)

4号：売上高前年同月比20%以上減少の場合、債務を100%保証、一般枠と別枠で最大2.8億円

5号：売上高前年同月比5%以上減少の場合、債務を80%保証、一般枠と別枠で最大2.8億円

② 危機関連保証 (中小企業信用保険法第2条第6項)

売上高前年同月比15%以上減少の場合、債務を100%保証、一般枠、SN枠と別枠で最大2.8億円

(3) 資本金性資金供給・資本増強支援 (国)

【沖縄公庫・商工中金で取扱い】

新型コロナ対策資本金性劣後ローン (新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付) ※1

本来の収益力が回復するまでの財務安定化に必要な金融機関から資本と見なされる資金を融資

- **対象**：中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生を図る事業者、事業計画の策定により民間金融機関等による支援等の支援体制が構築されている事業者等
- **融資限度**：沖縄公庫 7.2億円 (中小資金) ・ 7千2百万円 (生業資金)、商工中金 7.2億円
- **利率**：当初3年間は0.5% (沖縄公庫生業資金は1.05%) 4年目以降は業績に応じ毎年見直し
- **融資期間**：5年1ヶ月、10年、20年のいずれか

※1 沖縄公庫の制度名。商工中金では「危機対応業務 資本金性劣後ローン」という制度名

※2 商工中金のみ中堅企業も対象 (中堅企業の場合の条件は異なる)

※3 資本増強支援に関しては、今後、中小機構による官民連携ファンドを通じた出資等による中小企業の再生支援も実施予定

(4) 新型コロナ特例リスケジュール (国)

新型コロナの影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会(※)が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナ特例リスケジュール計画策定支援を実施。

※「中小企業再生支援協議会」とは、中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する国の公的機関として各都道府県に設置されている地域の再生支援のプラットフォーム。(沖縄県中小企業再生支援協議会：098-868-3760)

<新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは>

①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施。

②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポート。

③資金繰りの継続サポート

特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言。

※①～③における中小企業者の費用は原則不要。

<事業改善まで一貫してサポート>

特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施。事業再生計画策定に必要な費用(デューデリジェンス費用など)の中小企業者の負担割合を引き下げ。

3. 設備投資等への補助事業

(1) 中小企業生産性革命推進事業 (国)

事業の一部は令和2年度第3次補正予算の成立が前提

中小企業による、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を「低感染リスク型ビジネス枠」に改編。

制度名	補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金<下記①> (設備導入、システム構築)		1,000万円・1/2 (小規模2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金<下記②> (販路開拓等)		50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金<下記③> (IT導入)		450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)

(補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3)

対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援。

②小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)

(補助上限：100万円、補助率：3/4)

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援(※)。

※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援

③サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)

(補助額：30万～450万円(※)、補助率：2/3) ※テレワーク対応類型は補助上限150万円

複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組を支援。

(2) 中小企業事業再構築促進事業 (国)

令和2年度第3次補正予算の成立が前提となる事業

新型コロナを契機とした、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等への補助を実施。

<補助対象要件>

- ① 申請前の直近6カ月間のうち、売上高が低い3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等
- ② 自社の強みや経営資源を活かしつつ、事業計画*を認定支援機関等と策定した中小企業等

*本事業では、中小企業等が認定支援機関や金融機関と共同で事業計画を策定し、事業者と支援機関等が一体となって取り組む事業再構築を支援。

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上6千万円以下	2/3
中小企業(卒業枠)※1	6千万円超~1億円以下	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円以上8千万円以下	1/2(4千万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠)※2	8千万円超~1億円以下	1/2

※1 中小企業(卒業枠):400社限定。

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2 中堅企業(グローバルV字回復枠):100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6カ月間のうち売上高の低い3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②事業終了後3~5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

<事業再構築のイメージ>

- 小売店舗による衣服販売業が、店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。
- ガソリン車部品の製造事業者が、需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手。必要な専用設備を導入。
- 航空機部品の製造事業者が、事業の圧縮を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を立上げ。

4. 消費喚起に向けた事業

(1) バスツアー代金の一部を助成する事業 (県)

おきなわ彩発見バスツアー促進事業 (県)

12月28日から1月11日まで適用を一時停止中

貸切バス等を活用し、県内の様々な観光資源を組み込んだ観光商品を販売する県内旅行会社に対して助成を行う (実施期間: 2020年11月13日~2021年1月31日※行程最終日)

※旅行商品販売事業者の受付は11月12日で終了済

(助成額) 15,000円以上: 6,000円、10,000円以上15,000円未満: 4,000円
7,500円以上10,000円未満: 3,000円、5,000円以上7,500円未満: 2,000円
2,500円以上5,000円未満: 1,000円

(2) GoToキャンペーン事業 (国)

① **Go To トラベル** ※2020年12月28日から2021年1月11日まで適用を一時停止中

・代金の1/2相当分のクーポン等を付与 (最大一人あたり2万円分/泊)

② **Go To イート**

・登録飲食店で使えるプレミアム付食事券 (2割相当分の割引等) を発行

③ **Go To イベント** ※2020年12月28日~2021年1月11日対象チケットの販売を停止中

・イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与 (2割相当分)

④ **Go To 商店街** ※集客を伴うイベント等について、2020年12月28日~2021年1月11日停止

・商店街等によるキャンペーン期間中のイベント開催、プロモーション、観光商品開発等の実施

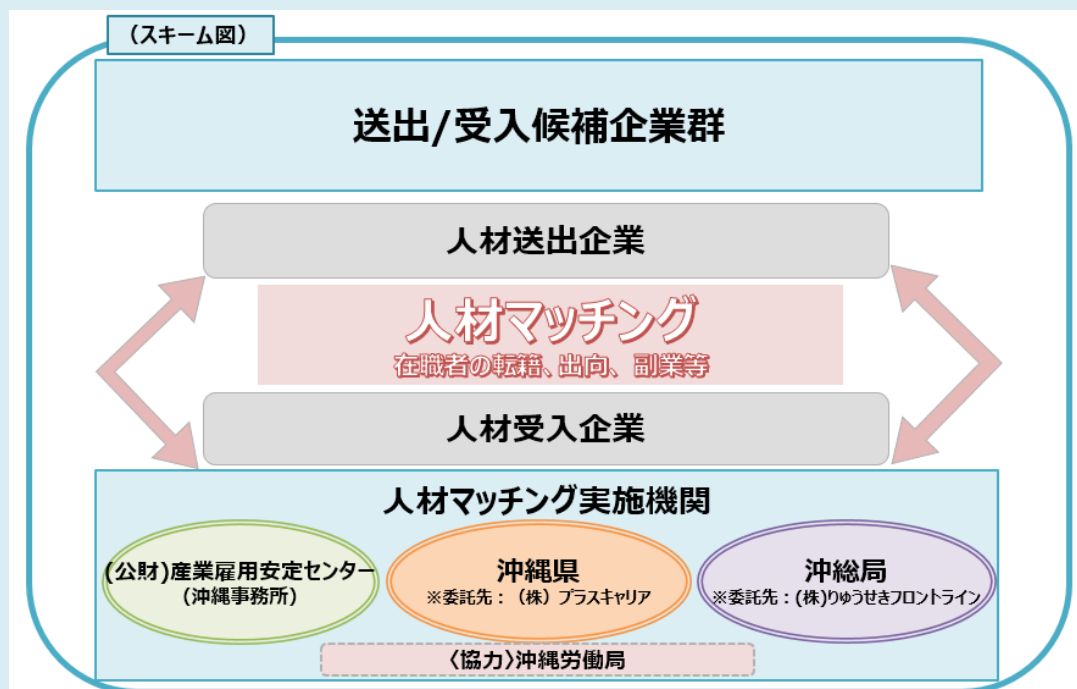
5. その他（事業者サポート等）

(1) 企業間人材マッチング (国・県)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業のみならず、飲食サービス業や食品製造業など幅広い業種で大きなダメージを受け、影響が長期化することにより更なる雇用状況の悪化も懸念されるところ。

現在、事業活動の停滞により休業を余儀なくされている人材が多数いる一方で、人材不足で人材を必要とする企業もあり、企業間で人材の送り出しと受け入れを行う事で、雇用の維持や人材のスキルアップ、経営改善を期待するもの。

本事業では、こうした取組を拡げることで雇用状況の改善を図るべく、沖縄総合事務局、沖縄県及び公益財団法人産業雇用安定センター沖縄事務所が連携し、企業同士のマッチングを支援。



<企業間人材マッチング申込ページの開設>

企業間人材マッチングの申込を受け付けるページを開設中。支援を希望する企業の方々は以下の申込フォームよりご登録が可能（無料）。

http://www.ogb.go.jp/keisan/oshirase/20201120_01

(2) 市町村・商工会等における相談対応体制の強化

経済産業省のR2年度補正予算において、以下の取組のための費用（94億円）を措置

- ① よろず支援拠点から各市町村に専門家を派遣し、事業者からの相談対応体制を整備
- ② 全国商工会連合会及び日本商工会議所が、各種申請等の対応を行う相談員を商工会・商工会議所に配置するなどの支援体制を強化する取組を補助

(3) 経営に関する情報提供

<経営に関する相談窓口>

- 内閣府沖縄総合事務局中小企業課 (098-866-1755)
- 沖縄県よろず支援拠点 (098-851-8460)

<ホームページ・SNS等>

各種支援策の情報を随時更新中

- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部ホームページURL

<http://www.ogb.go.jp/keisan>

- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部メールマガジン、Twitter、Facebook QRコード



メルマガ登録



Twitter



Facebook